

令和5年度 第1回  
香美市障害者自立支援協議会

日時：令和5年10月26日10:00

場所：香美市役所本庁舎3階302会議室

議案第 1 号 役員の選任

議案第 2 号 第 3 次香美市障害者福祉計画の取り組み状況について

議案第 3 号 第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の進捗について

議案第 4 号 第 4 次香美市障害者計画及び第 7 期香美市障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の策定について

議案第 5 号 就労支援部会の設置について

議案第 6 号 令和 4 年度の実績報告について

議案第 7 号 地域活動支援センター「香美」からの報告について

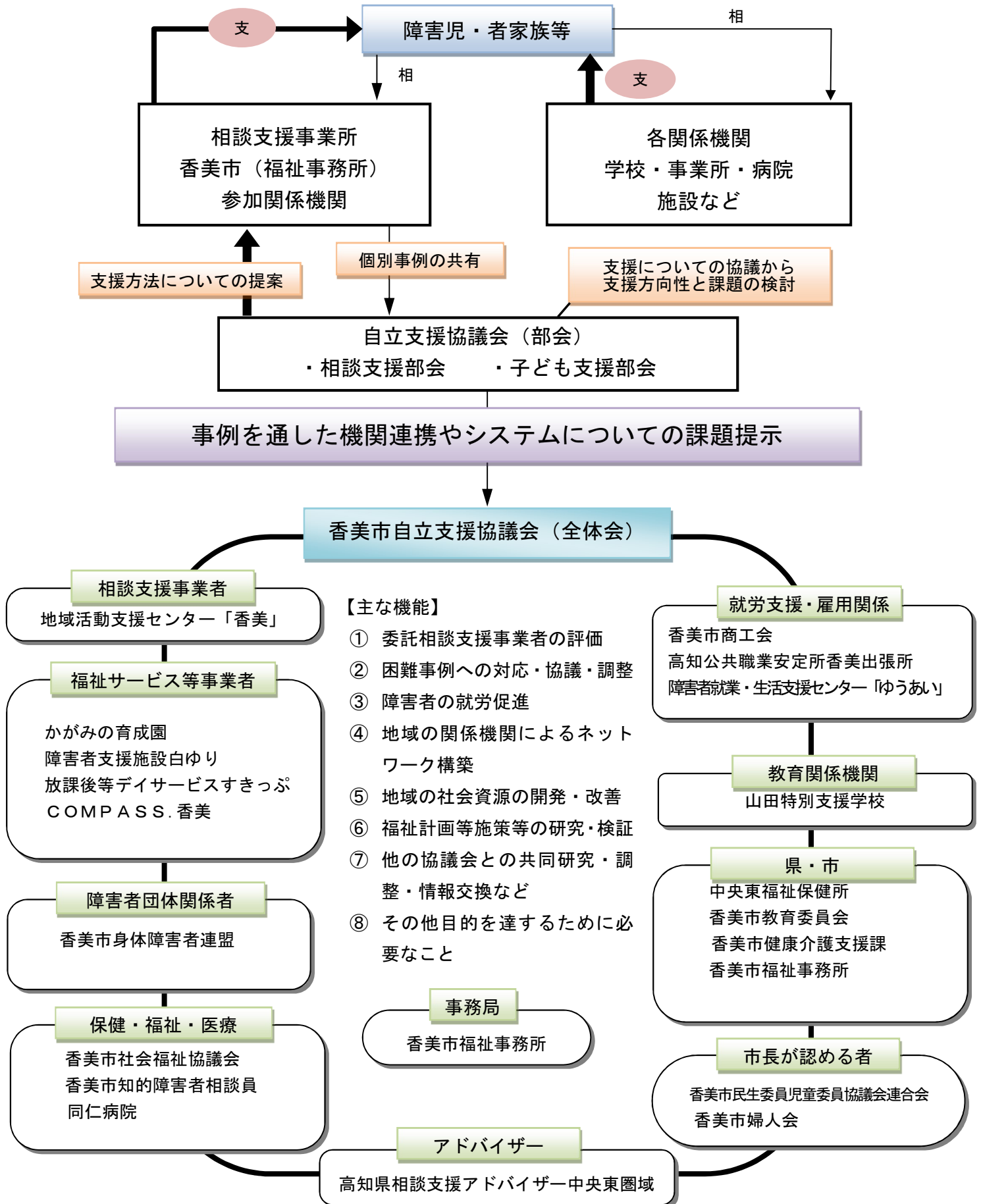
議案第 8 号 相談支援部会からの報告と本年度の取り組みについて

議案第 9 号 子ども支援部会からの報告と本年度の取り組みについて

## 香美市の目指す将来像と基本目標



# 香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



## 議案1 役員を選任について

職 名	氏 名
会 長	
副会長	

## 議案第2号 第3次香美市障害者福祉計画の取り組み状況について

### 1 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

下表2-2に示す5目標14部門32施策（総称）69施策（具体）で構成されており、令和4年度の実施結果の詳細は、別添「第3次香美市障害者福祉計画施策評価シート」のとおり。

計画全体での自己評価の結果は、表2-1のとおりで、全75の取り組みのうち、「十分達成」「概ね達成」が約81%（前年度82%）となっています。新規追加事業は、ありません。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、関係機関と連携して実施する事業や例年行われているイベント等の開催が中止となり「不十分」や「未実施」が多くなってきておりましたが、令和3年度以降は、徐々に感染症対策等少しずつ進んでおり、「十分達成」「概ね達成」となる事業が見られております。

表2-1 第3次香美市障害者福祉計画の令和4年度取組み結果自己評価

目標	部門	十分達成	概ね達成	不十分	未実施	事業完了	事業廃止
1	1	1	6	0	0	0	0
	2	0	1	1	1	0	0
2	1	0	5	0	0	0	0
	2	6	2	1	1	0	0
3	1	0	4	1	1	0	0
	2	0	4	0	0	0	0
4	1	0	11	0	0	0	0
	2	0	2	1	0	0	0
5	1	1	3	0	0	0	0
	2	0	2	1	0	0	0
	3	0	4	0	1	0	0
	4	0	1	1	0	0	0
	5	0	3	1	1	0	0
	6	2	3	1	1	0	0
計		10	51	8	6	0	0

表 2 - 2 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>	
1 お互いが認めあい、支えあう地域社会の実現をめざして	1 障害に対する理解や配慮の促進	(1)啓発活動の推進	① 意識啓発の推進 ② 人権啓発の推進	
		(2)福祉教育・人権教育の推進	① 学校教育における福祉教育の充実 ② 人権教育の推進 ③ 地域における福祉教育の充実 ④ 市職員の福祉に対する意識の高揚	
		2 障害のある方の尊厳の保持	(1)権利擁護制度の利用促進	① 権利擁護制度の周知
			(2)障害を理由とする差別解消の推進	① 障害者差別解消法の推進
	(3)虐待の早期発見・防止対策の推進		① 障害者虐待防止の推進	
	2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして	1 障害の早期発見・早期療育の推進	(1)障害の早期発見・相談支援の充実	① 子育て世代包括支援センター ② 訪問・相談支援 ③ 乳幼児健康診査 ④ のびのび相談室
(2)早期療育の支援			① 早期療育の充実	
2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり		(1)障害のある児童への保育と特別支援教育の充実	① 保育環境の充実 ② 保育職員の資質向上 ③ 特別支援保育コーディネーターの配置 ④ 教育環境の充実 ⑤ 学校教職員の資質向上 ⑥ 家庭との連携強化	
		(2)支援が継続する体制づくり	① 関係機関との連携による一貫性の確保 ② 香美市教育支援ファイルの作成 ③ 庁内連携の体制整備	
		(3)医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援	① 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備	
		3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして	1 健康づくりの推進	(1)健康づくり事業の推進
(2)スポーツ・レクリエーションの振興	① スポーツ・レクリエーションの普及			
(3)保健・医療活動の推進	① 医療体制の充実 ② 難病の方への支援			
2 医療・障害の軽減への支援	(1)経済的負担の軽減		① 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)の給付 ② 福祉医療の給付	
	(2)福祉用具の普及促進と利用支援		① 日常生活用具の給付 ② 補装具の給付	

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>
4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	1 社会参加の促進	(1)日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実	① 活動・発表の場の確保 ② 余暇活動への支援 ③ 地域活動支援センター事業の実施・充実 ④ 居場所づくりの支援
		(2)移手段の確保と参加機会の拡充	① 移動の支援 ② 自動車運転免許取得・改造費への助成 ③ 福祉タクシー利用券の交付 ④ 選挙における投票者への配慮 ⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知
		(3)障害者団体の活動支援	① 障害者団体や自主グループ等の活動支援
	2 就労支援の充実	(1)一般就労の拡大	① 障害者雇用の促進
		(2)雇用・就労の支援	① 関係機関との連携による就労支援 ② 物品等の優先調達の推進
	5 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちをめざして	1 総合的な相談支援体制の充実	(1)相談支援体制の充実
(2)障害者自立支援協議会の体制強化			① 香美市障害者自立支援協議会の運営
2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実		(1)情報提供の充実	① 障害に応じた情報提供の充実
		(2)コミュニケーション支援	① コミュニケーション支援体制の整備
3 生活支援の充実		(1)障害福祉サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実 ② 苦情解決体制の推進
		(2)年金や各種手当等経済的制度の周知	① 年金制度・各種手当制度等の周知 ② 税制度等の周知
4 住民参加の促進		(1)地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進	① ボランティアの育成 ② ボランティア、NPO等の活動支援
5 住みよさを支える快適な環境の整備		(1)住居の改善	① 住宅改修・住宅改造の推進 ② 公営住宅のバリアフリー化
		(2)建築物・道路等のバリアフリー化の推進	① 公共施設の整備 ② 道路等のバリアフリー化の推進
6 安心・安全な環境の整備		(1)防災対策の推進	① 家具転倒防止対策の推進 ② 災害時の要配慮者対策の推進 ③ 福祉避難所の指定・確保
			(2)消防・救急体制の充実
		(3)防犯・交通安全対策の推進	① 防犯知識の普及等 ② 交通安全教育の充実 ③ 「心のバリアフリー」の普及



# 議案第3号 第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗について

## 1 令和4年度末の達成状況と今後の方針

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数なく、新たに1名が施設へ入所され、施設入所者数が目標値を上回りました。

引き続き、地域移行支援、訪問系、通所系サービス及び地域生活支援事業を活用しながら、地域生活移行に向けて支援していく予定です。

表3-1 福祉施設の入所者の地域生活移行状況

項目	目標	達成状況		
		R3末	R4末	R5末
H28年度末時点の施設入所者数	47人			
H29年度末時点の施設入所者数	46人			
H29年度からR1年度までの地域生活移行者数	3人			
H29年度からR1年度までの新たな施設入所者数	6人			
令和1年度末時点の施設入所者数	49人			
地域生活移行者数	1人	1人	0人	—
新たな施設入所支援利用者数	3人	4人	1人	—
R5年度末の入所者数	50人	49人	52人	—
施設入所者数の削減見込み	1人			

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域移行支援、自立生活援助は、新型コロナウイルス感染症の影響から実績がありません。引き続き、地域定着支援や自立生活援助といった障害福祉サービスの充実へ取り組みます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、具体的な協議を開始できるようになれば、専門部会を設置するなどし、対象者数の調査や地域アセスメント（地域の資源など現状把握）、地域ビジョン（地域のあるべき姿）の設定を協議していきます。

表3-2 精神障害者の地域生活移行状況

項目	目標	達成状況		
		R3末	R4末	R5末
令和5年度時点の精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	0人	0人	
令和5年度時点の精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	0人	0人	

**(3) 地域生活支援拠点等の整備**

目標としては、香美市又は近隣自治体と共同で1ヶ所の整備することとなっていますが、令和4年度末も未達成の状況です。

今後の方針としては、精神病床における入院患者の地域移行を中心に上記(2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と併せて相談支援部会で検討していきます。

成年後見人制度の利用促進については、令和5年4月に香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置しました。

**(4) 福祉施設から一般就労への移行等**

目標である年間の一般就労移行者数2名が達成できました。

今後も引き続き、就労系サービスを利用して、一般就労に向けて支援していきます。

**表3-3 一般就労に向けての取組み状況**

項目	目標	達成状況		
		R3	R4	R5
平成28年度の年間一般就労移行者数	2人			
令和1年度の年間一般就労移行者数	1人			
令和5年度中の年間一般就労移行者数	2人	2人	2人	—
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	1人			
令和1年度末の就労移行支援事業利用者数	6人			
令和1年度中の就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1人			
令和5年度中の就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1人	1人	1人	—
令和1年度中の就労継続支援A型事業を利用した一般就労への移行者数	0人			
令和1年度中の就労継続支援B型事業を利用した一般就労への移行者数	0人			
令和5年度中の就労継続支援A型又はB型事業を利用した一般就労への移行者数	1人	1人	1人	—
令和1年度中における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人			
令和5年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	0人	—

**(5) 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備等**

障害児通所支援の利用者は、年々増加傾向にあり、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、令和2年度以降、見込値を大きく上回っています。また、児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する児童通所支援事業所についても、既に中央東圏域に整備されており、国の定める目標は達成している状況です。

医療的ケア児のための関係機関の協議の場については、令和3年12月に子ども支援部会を設置し、こちらを位置づけしており、対象児童の数や状態等の把握に努めています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは、市内の事業所職員に加えて、令和4年度には市職員1名が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了しています。

**表3-4 障害児に対する支援の提供体制の整備状況**

項目	目標	達成状況		
		R3	R4	R5
医療的ケア児のための保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関の協議の場	設置	設置	設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーター数	1人	1人	3人	

**(6) 相談支援体制の充実・強化等**

基幹相談支援センターの設置については、計画期間内の設置はかないませんでした。令和6年度中の設置に向けて、現在、関係機関と調整中です。

包括的な支援体制整備に向けての協議会については、令和4年8月に庁舎内の関係機関と事業の実施に向けて協議した結果、人材配置や組織上の課題が多く、総務部門との調整が必要なことから設置に至っておりません。

**表3-5 相談支援体制の充実・強化の実施状況**

項目	目標	達成状況		
		R3	R4	R5
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	
香美市相談支援事業所連絡会の開催	4回/年	4回	4回	
相談支援部会の開催	6回/年	4回	6回	
包括的な支援体制整備に向けての協議会	設置	未設置	未設置	

(7) 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査へ参加できておりません。

表 3-6 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組状況

項目	目標	達成状況		
		R 3	R 4	R 5
市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	延べ3人	2人	8人	
事業所からの請求に係る高知県国民健康保険団体連合会による審査に加えて、市独自の審査を実施	12回/年	12回	12回	
高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	2回/年	0回	0回	

表3-7 障害福祉サービスの利用者数

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 2 3 4 5	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 /月	見込値	403	413	423	425	430	435
			実績値	329	435	433	558	608	—
		人 /月	見込値	29	30	31	21	21	20
			実績値	25	23	21	25	21	—
		6	短期入所 (ショートステイ)	人日 /月	見込値	94	104	114	43
実績値	67				15	33	16	19	—
人 /月	見込値			15	16	17	10	10	10
	実績値			12	4	7	3	6	—
7	療養介護	人/月	見込値	9	9	9	9	10	11
			実績値	9	9	10	10	11	—
8	生活介護	人日 /月	見込値	1,822	1,845	1,891	1,904	1,950	1,997
			実績値	1,727	1,823	1,914	1,867	1,959	—
		人 /月	見込値	86	87	89	95	97	100
			実績値	87	89	90	91	91	—
9	施設入所支援	人 /月	見込値	45	46	46	49	50	50
			実績値	47	49	46	49	52	—
10	自立訓練 (機能訓練)	人日 /月	見込値	23	23	23	18	18	18
			実績値	17	0	0	0	21	—
		人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	0	0	0	1	—
11	自立訓練 (生活訓練)	人日 /月	見込値	198	197	155	135	100	82
			実績値	146	162	275	153	70	—
		人 /月	見込値	9	9	7	8	6	5
			実績値	7	10	14	8	4	—
12	就労移行支援	人日 /月	見込値	21	21	21	126	133	138
			実績値	57	87	55	59	8	—
		人 /月	見込値	1	1	1	8	8	9
			実績値	3	6	3	3	1	—
13	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日 /月	見込値	428	428	434	413	420	427
			実績値	383	417	426	468	414	—
		人 /月	見込値	23	23	23	21	21	21
			実績値	20	20	20	24	20	—
14	就労継続支援 (B型=非雇用型)	人日 /月	見込値	597	620	640	599	596	593
			実績値	614	612	714	742	799	—
		人 /月	見込値	32	33	34	39	40	41
			実績値	36	37	39	45	46	—
15	共同生活援助 (グループホーム)	人 /月	見込値	42	44	44	54	57	60
			実績値	45	50	58	54	65	—
16	自立生活援助	人 /月	見込値	0	1	1	0	1	1
			実績値	0	0	0	0	0	—
17	就労定着支援	人 /月	見込値	0	1	1	5	6	6
			実績値	0	0	0	0	0	—

※1) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス

※2) 各年度の3月の見込値及び実績値

表3-8 相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	計画相談支援	人 /月	見込値	30	30	30	48	49	50
			実績値	37	45	57	64	57	—
2	地域移行支援	人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	1	0	0	0	—
3	地域定着支援	人 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0	—

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

表3-9 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	無	無	—
2	自発的活動支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	無	無	無
			実績値	無	無	無	無	—	—
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	1	—
4	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有	—
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	無	無	無
			実績値	無	無	無	無	無	—
6	意思疎通支援事業	実人数 /年	見込値	40	40	40	50	50	50
			実績値	27	40	44	1	0	—

7 日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	介護・訓練支援用具	件 /年	見込値	2	2	2	1	1	1
			実績値	0	0	0	0	1	—
②	自立生活支援用具	件 /年	見込値	2	2	2	2	2	2
			実績値	1	6	2	1	5	—
③	在宅療養等支援用具	件 /年	見込値	3	3	3	3	3	3
			実績値	6	2	0	0	4	—
④	情報・意思疎通支援用具	件 /年	見込値	6	6	6	6	6	6
			実績値	6	6	6	2	4	—
⑤	排泄管理支援用具	件 /年	見込値	780	790	800	860	870	880
			実績値	761	741	811	757	749	—
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件 /年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	0	1	0	—

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

No.	事業名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	未実施	実施	実施
			実績値	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	—
9	移動支援事業	延時間／年	見込値	730	750	770	500	800	900
			実績値	937	724	140	63	12	—
		実人数／年	見込値	12	14	16	12	14	16
			実績値	16	11	6	5	1	—
10	地域活動支援センター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	1	—
		実人数／年	見込値	30	30	30	28	30	32
			実績値	25	26	32	31	32	—
11	福祉ホーム	月数／年	見込値				12	12	12
			実績値	10	12	12	12	12	—
		実人数／年	見込値				1	1	1
			実績値	1	1	1	1	1	—
12	日中一時支援	箇所	見込値	12	12	12	9	9	9
			実績値	11	12	12	13	7	—
		実人数／年	見込値	6	7	7	5	5	5
			実績値	4	7	3	3	1	—
13	声の広報等発行	実人数／年	見込値	4	4	4	3	4	5
			実績値	3	2	3	3	3	—
14	自動車運転免許取得・改造助成	実人数／年	見込値	3	3	3	1	1	1
			実績値	2	0	0	1	2	—
15	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	実施	—

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

表3-10 障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	児童発達支援	人 /月	見込値	36	36	33	38	35	32
			実績値	49	39	74	106	75	—
		人日 /月	見込値	11	11	11	10	9	9
			実績値	12	13	14	20	13	—
2	医療型児童発達支援	人 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0	—
		人日 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0	—
3	放課後等デイサービス	人 /月	見込値	368	414	450	458	453	448
			実績値	440	347	503	535	713	—
		人日 /月	見込値	52	54	54	37	39	39
			実績値	33	31	36	34	49	—
4	保育所等訪問支援	人 /月	見込値	2	2	2	36	40	43
			実績値	2	4	22	20	31	—
		人日 /月	見込値	2	2	2	23	25	27
			実績値	0	4	16	16	21	—
5	居宅訪問型児童発達支援	人日 /月	見込値	0	1	1	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0	—
		人 /月	見込値	0	1	1	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0	—

※1)人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2)各年度の3月の見込値及び実績値

表3-11 障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位		第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	障害児相談支援	人 /月	見込値	11	11	11	23	25	27
			実績値	20	20	23	32	24	—

※1)各年度の3月の見込値及び実績値



# 議題4号 第4次香美市障害者計画及び第7期香美市障害福祉計画・第3期障害

## 児福祉計画の策定について

### 1 計画策定根拠

(1) 香美市障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」

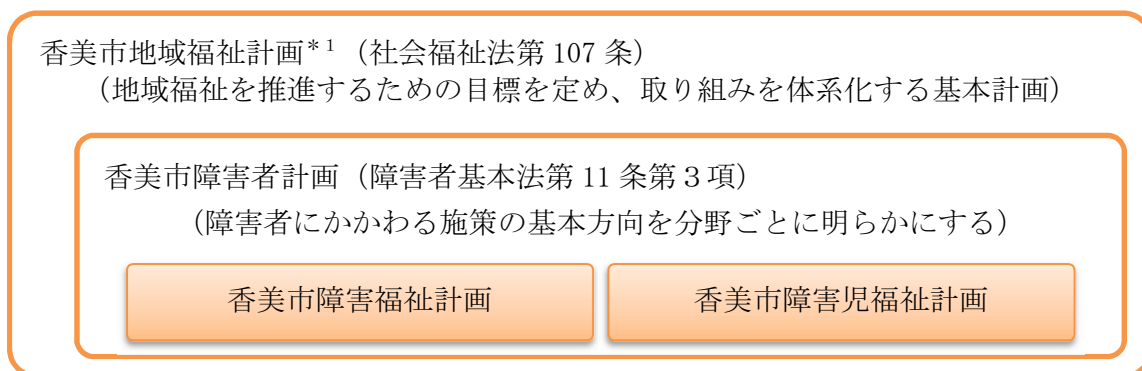
(2) 香美市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」

(3) 香美市障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」

図 8-1 : 各計画の位置づけ



\* 1 : 地域福祉計画推進委員会において策定される

### 2 計画期間

第 4 次香美市障害者計画は、従来通りの令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間となります。

第 7 期香美市障害福祉計画及び第 3 期香美市障害児福祉計画については、これまでの 3 年間の計画から、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間に改めます。ただし、前期、後期に分けて、計画目標を設定します。

表 4-1 : 各計画の計画期間

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
地域福祉計画	→		第 4 期	→				第 5 期	→
障害者計画	→			第 4 次	→				→
障害福祉計画	第 6 期	→		第 7 期	→				→
障害児福祉計画	第 2 期	→		第 3 期	→				→

### 3 計画作成部会委員

計画作成部会委員については、下表4-2のとおり。

表4-2 計画作成部会委員一覧

所属	氏名	備考
地域活動支援センター「香美」	畑 中 功 介	
高知県中央東福祉保健所	西 村 真 木	
香美市福祉事務所	岡 崎 宏 司	部会長
香美市健康推進課	並 川 智哉子	
香美市教育委員会	宗 石 千 佳	
香美市教育委員会	小 松 幸 春	

### 4 計画策定に向けての行程

令和5年3月28日 第1回計画策定部会開催

- －障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の説明
- －日程及び計画策定に向けてのアンケート、ヒアリングの在り方について

5月19日 第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画における国の基本指針が示された。

6月28日 高知県による市町村障害保健福祉担当者会（動画配信）

- －高知県の第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画について
- －策定スケジュールの説明
- －国の基本的な指針の一部改正について

7月7日 第2回計画策定部会開催

- －策定スケジュールについての確認
- －関係団体ヒアリングについて

9月22日 第3回計画策定部会開催

- －第4次香美市障害者計画の骨子案について
- －アンケートの集計結果について

10月12日 第1回市町村ヒアリング（高知県実施）

- －サービス利用状況の確認

10月26日 令和5年度第1回自立支援協議会全体会の開催  
－第3次香美市障害福祉計画の取り組み状況について報告  
－香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗について報告  
－第4次香美市障害福祉計画、香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（以下、「3計画」という。）策定の経緯報告  
－3計画の案についての説明

11月下旬 第2回市町村ヒアリング（高知県実施）  
－サービス利用量の見込み、成果目標の確定の確認

12月中旬 第4回計画策定部会開催  
－3計画の最終素案の協議

12月末から1月末まで パブリックコメント

2月下旬 令和5年度第2回自立支援協議会全体会の開催  
－3計画の経緯報告  
－3計画の最終案の説明

**5 第4次香美市障害福祉計画素案**  
別添計画書案のとおり。

**6 香美市第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画素案**  
別添計画書案のとおり。

## 議案第5号 就労支援部会の設置について

### 1 設置の背景

障害者が地域生活を行うために就労が担う役割は、単に賃金を得るだけでなく、社会参加や生きがいへとつながっており、地域共生社会への取組が進められている中で、今後取組を強化していく必要があります。また、障害者雇用促進法における法定雇用率は、令和5年1月の2.3%から令和8年度までに段階的に2.7%へ引き上げられることとなっています。

また、これまで身体障害者の雇用を中心に取組が進んできたものの、今後は、増加傾向にある知的、精神、発達障害者の雇用への取組が求められています。

一方で、障害者の就労支援は、障害者サービス以外にも障害者雇用促進法に基づく障害者及びその雇用主への支援など多くの制度や関係機関が携わっており、全体像がつかみにくい状況となっています。加えて、農福連携への取組に係る検討も求められています。

### 2 設置目的

地域共生社会の推進にあたり障害のある方が、その能力と適正に応じて生きがいと希望を持って働くことができる地域を目指すために、関係機関が連携・協働し、障害のある方の就労等に係る既存の制度や取組を相互理解し、地域の現状、課題を把握するとともに、支援の方法について協議することを目的とする。

### 3 構成員

香美市自立支援協議会委員の所属する団体のうち、障害者の就労に向けての支援を実施している団体

(ア)高知公共職業安定所香美出張所

(イ)障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」

(ウ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する相談事業の受託事業所 地域活動支援センター「香美」

(エ)障害者支援施設 白ゆり

(オ)福祉事務所

協議内容に応じて関係機関の職員等をオブザーバーとして参加させることができる。

### 3 設置基準

設置基準(案)については別紙資料5のとおりで、本会の立上げに際して、構成する委員と協議のうえ決定する。

### 4 補足

本会は、高知県から設置を求められている農福連携支援会議として位置づける。

## 議案第6号 令和4年度の実績報告について

### 1 計画相談支援

計画相談支援の導入実績は下表6-1のとおり、介護予防サービス計画（ケアプラン）の利用者以外では、1名がセルフプランとなっています。

表6-1 計画相談支援導入状況

	支給決定者数		計画相談支援	
	R4.3.31時点	R5.3.31時点	R4.3.31時点	R5.3.31時点
障害者	223	224	213 (95.5%)	210 (93.8%)
障害児	68	78	68 (100%)	78 (100%)

※平成27年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須

令和5年4月1日時点における市内指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者は、下表6-2の3事業所であり、内、特定相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センターは令和5年3月末で休止となりました。

表6-2 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者

事業所名	事業所の種類				指定年月日
	障害者	障害児	地域移行	地域定着	
地域活動支援センター「香美」	○	○	○	○	平成24年4月1日
指定特定相談支援事業所 白ゆり	○				平成26年4月1日
相談支援センター あななう	○	○			平成27年3月1日

市内指定特定相談支援事業所連絡会は、4回開催しました。

表6-3 指定特定相談支援事業所連絡会開催状況

実施日	協議内容
令和4年4月18日	重度障害者の入所・GH、通所の支援について
令和4年7月19日	事例検討「学校などで粗暴な行動を繰り返す児童の理解と家族への支援」
令和4年10月17日	ひきこもり支援事業について
令和5年2月20日	介護保険制度について

## 2 手話奉仕員養成研修

令和4年度は、香南市と共同で本研修修了者に対するフォローアップとして、高知県聴覚障害者協会に講師の派遣を依頼し、手話教室を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見送りました。

今年度は、香南市と共同で手話奉仕員養成研修事業手話奉仕員養成講座（入門課程）を実施しております。

## 3 香美市障害者虐待防止センターからの報告

令和4年度における障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等は、下表6-4のとおりです。

表6-4 障害者虐待等の通告、認定状況

種別	通告数	認定数
養護者による障害者虐待	0件	0件
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	1件	1件
使用者による障害者虐待	1件	—
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない相談への対応	0件	0件
虐待等による死亡事例	0件	0件

## 議題第7号 地域活動支援センター「香美」からの報告について

### 1 令和4年度 相談支援事業報告

事業目的 障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供などの便宜を供与することや、サービス等利用計画作成及び権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業実績

表7-1 相談者数(実人数)

	身体	重心	知的	精神	発達	高次機能	その他	児童	合計
令和4年度	10	0	31	13	5	0	15	24	98
令和3年度	6	0	28	24	2	0	4	18	82
令和2年度	4	0	19	11	3	1	4	16	58

表7-2 支援方法(延べ件数)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
令和4年度	34	108	33	280	17	37	360	2	871
令和3年度	35	85	7	223	3	26	313	0	692
令和2年度	38	57	12	113	5	28	117	1	371

表7-3 相談内容(実件数)

	福祉サービス利用	障害や病気の理解	健康医療	不安の解消	保育教育	家族・人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加・余暇	権利擁護	その他	計
令和4年度	104	6	32	23	27	14	10	98	51	12	0	4	381
令和3年度	74	3	31	8	3	5	8	46	61	2	3	7	251
令和2年度	76	8	33	16	7	3	4	81	39	14	4	12	297

- 現状報告
- 1 コロナが5類に移行し人の交流が増えると共に、一般相談の件数も大きく増加傾向となりコロナ以前に回復してきている。
  - 2 支援方法はコロナ前と変わらない状況となっており、来所による相談者や関係機関との関係も活発に行い、支援機関と協力しての対応を行っている。
  - 3 相談内容は福祉サービス利用の相談が多く、計画相談の作成が負担になってきている。計画相談を引き受けて下さる事業所が少ない状況。また福祉サービスの地域資源が少なく、ニーズに合わせた繋ぎ先が無い状況。
  - 4 コロナが5類になりショートステイの再開も徐々に以前の様に再開されつつあるが、未だコロナ感染者が起こる事もあり、受け入れ事業所側での再開と閉鎖を繰り返している状況。
  - 5 精神障害者や発達障害者の方また、未診断の方等の相談が増えてきている状況で就労先や家庭での課題により相談に繋がっている。児童の福祉サービス利用の問い合わせも多く、医療機関から利用を促され相談に繋がるケースが多い。
- 令和5年度課題
- 1 問題解決が困難なケースについて、関係機関と連携して取り組み在宅生活が継続できるように支援を行う。
  - 2 地域移行支援事業を積極的に進めれるように関係機関と調整に取り組む。
  - 3 利用者が安心して希望するサービス提供が受けられるように研修及び事例検討会を実施し相談支援専門員の質の向上を図る。
  - 4 障害児の福祉サービス利用のニーズが増えている。アセスメントをした上で、そのサービス内容と支給量の適性を検討し計画する。
  - 5 香美市における必要な社会資源の開発の提案をしていく。

## 2 令和4年度 地域活動支援センター事業報告

障害児者が生活をする地域で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うとともに、引きこもりの方や地域社会との繋がりが無い方及びその家族が安心して利用できる居場所を提供することで、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

地域活動支援事業

表7-4 登録者実人数（令和4年3月31日現在）

	内 訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
令和4年度	1	10	10	2	1	1	25
令和3年度	1	6	10	1	1	1	20
令和2年度	2	12	11	2	1	0	28

表7-5 利用者数 年間 延べ人数

R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	73	64	82	70	49	57	57	52	50	49	71	69	743
開所日	19	19	22	17	19	20	20	20	20	19	19	22	236
1日平均	3.84	3.63	3.72	4.11	2.57	2.85	2.85	2.60	2.50	2.57	3.37	3.13	3.15
R3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	64	75	105	88	48	50	57	47	67	62	53	68	784
開所日	21	18	22	20	13	12	21	20	20	19	18	22	226
1日平均	3.05	4.17	4.77	4.40	3.69	4.17	2.71	2.35	3.35	3.26	2.94	3.09	3.47
R2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	31	30	48	75	74	60	70	63	56	33	49	65	654
開所日	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243
1日平均	1.48	1.67	2.18	3.57	3.70	3.00	3.18	3.32	2.80	1.74	2.72	2.83	2.69
R1年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	69	86	89	103	65	67	71	57	66	58	70	52	853
開所日	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240
1日平均	3.45	4.53	4.45	4.68	3.10	3.53	3.38	2.85	3.30	3.05	3.89	2.48	3.55

活動内容

創作活動: カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道、陶芸、折り紙、塗り絵、絵画、点つなぎ  
 余暇活動: カラオケ、スポーツレクリエーション、ゲームレク、DVD鑑賞、ガーデニング、リクエストミュージック  
 クッキング: 昼食づくり、おやつづくり  
 座 学: 衛生管理(歯磨きやみだしなみ等)  
 行 事: スピリットアート、交流会  
 作 業: 広報紙封入作業

現状報告

- 1 プラザ八王子の調理室を借りてクッキングを再開した。
- 2 地域活動支援センターで作成してきた作品を展示販売した。
- 3 事業所内の活動でカフェの日を設定し、ドリンクをカップに入れる係、ホール係を役割分担し就労体験の場を提供した。
- 4 スイッチスポーツを取り入れ身体を動かして楽しんだ。
- 5 広報紙封入作業を実施

活動総括と今後の課題

令和4年度もコロナ禍の影響により、センター利用は低迷している。  
 「ひきこもり在宅者やサービスに繋がらない障害者の居場所とコーディネート」「来所困難者への送迎サービスを実施し利用促進を図る」「事業内容の紹介」「活動内容の見直し」を重点事項として取り組んだ。

- 1 ひきこもり在宅者やサービスに繋がらない障害者の居場所をコーディネート。ひきこもりの方へのアプローチは大変難しく、程よい距離感を持って継続して関わっていくことが重要である事。職員が思うようには物事が動かないため、居場所作りの難しさを改めて痛感した。引き続き、結果を求めるのではなく地道に寄り添う支援を行っていく必要がある。
- 2 来所困難者への送迎サービスを実施し利用促進を図る  
 来所手段がない方に自宅への送迎サービスを紹介するが、利用に繋がらなかった。困った時にすぐ連絡をして、利用に繋がられるように体制を整えることが必要。
- 3 事業内容の紹介  
 ホームページの見直しを行ない、香美市の広報誌にも掲載して頂いた。少ない人数ではあるが新たな利用に繋がった。地域活動支援センターを市民の方に知って頂く機会を設けたい。
- 4 活動内容の見直し  
 お仕事体験が出来るように、シトウの袋詰め体験学習に参加。マタニティマークの袋詰め、通信折り封入作業に取り組んだ。作業がある時は、センター利用者が多かった。工賃を貰うことでやる気は上がるが、就労に対する不安を払拭できず、一歩前に進むことができなかった。今後も積極的に、就労体験が出来る取り組みを実施していく。



## 議案第8号 相談支援部会からの報告と本年度の取組みについて

### 1 令和4年度の取組み

新型コロナウイルス感染症に係る情報共有と「社会福祉法人佛子園」の取組や重層的支援体制整備事業などの学習を行った。

表8-1 令和4年度相談支援部会開催状況

実施日	協議内容
令和4年4月27日	参加機関の令和4年度の取組目標について情報交換 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 本年度の相談支援部会の日程や協議内容についての意見交換
令和4年6月15日	参加機関の取組状況についての情報交換 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 「社会福祉法人佛子園」について学習（DVD視聴）、意見交換
令和4年8月17日	参加機関の取組状況についての情報交換 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 重層的支援体制整備事業について －高知県地域福祉政策課・黒潮町健康福祉課を招いての制度案内や取組事例の紹介をいただいた
令和4年10月19日	参加機関の取組状況についての情報交換 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 香美市の重層的支援体制整備事業への取組状況についての報告
令和4年12月21日	参加機関の取組状況についての情報交換 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 農福連携について －高知県障害保健福祉課から「高知県における農福連携の推進について」説明 －高知中央東振興センターから「南国市農福連携研究会、香南市農福連携研究会の活動について」説明
令和5年2月15日	参加機関の取組状況についての情報交換 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 来年度の相談支援部会について意見交換

### 2 令和5年度の取組み

本年度は、第4次香美市障害者福祉計画及び第7期香美市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画作成部会があることもあり、年4回の開催を見込んでいます。

協議内容としては、相談事例から浮かび上がる地域課題についてとなっています。

## 議案第9号 子ども支援部会からの報告と本年度の取組みについて

### 1 令和4年度の取組み

障害児通所支援の手引きの作成として、令和3年度に続き、放課後等デイサービスと児童発達支援について、支援の実施状況や課題整理を実施した。

表9-1 子ども支援部会開催状況

実施日	協議内容
令和4年5月17日	放課後等デイサービスについて、各機関が他機関に期待することを軸に協議 - サービスの中身が分からないまま利用を申し出るケースがみられる。 - 利用者とトラブルとなったときの関係機関の協力を求める声が多い。 - 利用者が増えているなかで、放課後児童クラブの利用も見込める児童の利用があり、調整が必要となっている。
令和4年7月15日	放課後児童クラブを運営している「特定非営利活動法人 かみっこベース」を招いて放課後等デイサービス事業を交えて、障害児への支援について意見交換を行った。 - 発達障害の診断のある児童も受け入れており、対応に困ることもある。職員のスキル向上の研修会へ参加するなどしているが、人員不足や異年齢が集う場所での環境設定にも限界がある。
令和4年9月20日	児童発達支援について、各機関が他機関に期待することを軸に協議 - 医療機関からの紹介で申請する方が多く、保護者の受け止めに差があり、サービスの中身も分からないまま申し出るケースが見られる。
令和5年1月17日	昨年度も含め協議してきた「障害児通所支援の手引き」の素案を協議 来年度の子ども支援部会について市から提案 - 発達障害を持つ生徒やその保護者から学校卒業後、どこに相談したらよいか分からないとの声があるため、来年度は、義務教育終了後の相談窓口の周知を目的としたパンフレットを作成したい。

### 2 医療的ケア児

現在、本市が把握できている医療的ケア児の数は3名（実人数）で、その内訳は下表9-2のとおりです。

表9-2 医療的ケア児の内訳（重複あり） (令和5年3月末現在)

人工呼吸器	気管切開	鼻咽喉頭エアウェイ	酸素療法	たん吸引	ブライザー吸入	IVH	経管栄養	透析	導尿	人工肛門
0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1

### 3 令和5年度の取組み

定期的実施している医療的ケア児の情報共有に加えて、発達障害児を中心とした中学校卒業期から成人期へのつなぎの支援体制について意見交換を行っていく。

## 香美市障害者自立支援協議会委員等名簿

### 《委員》

番号	機関名等	委員職名	委員氏名
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	オカモト タマリ 岡本 圭美
2	かがみの育成園	園長	タナカ マサヤ 田中 正哉
3	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	ニシオ ユウヘイ 西尾 悠平
4	COMPASS.香美	児童発達支援管理責任者	ホリウチ ミキ 堀内 みき
5	香美市身体障害者連盟	会長	フクシマ トシオ 福島 富雄
6	香美市社会福祉協議会	会長	ヒロスエ トシロウ 弘末 俊郎
7	香美市知的障害者相談員		アキトモ ヒデトシ 秋友 英稔
8	同仁病院	相談室室長	イシモト ヤストヨ 石元 康豊
9	香美市商工会	女性部長	カミジマ ヨウコ 上島 陽子
10	高知公共職業安定所香美出張所	所長	モリ エイジ 森 英司
11	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	タカハシ ヨシヒロ 高橋 佳宏
12	高知県立山田特別支援学校	副校長	マサオカ カヨ 正岡 佳代
13	高知県中央東福祉保健所	所長	タニワキ トシヨ 谷脇 淑代
14	香美市教育委員会	指導主任	ムネイシ テカ 宗石 千佳
15	香美市健康推進課	課長	ムネイシ 宗石 こずゑ
16	香美市福祉事務所	所長	ノ ムラ ヒロエ 野邑 裕永
17	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	ヤマナカ ヒロミチ 山中 博通
18	香美市婦人会	副会長	タチカワ ヨシエ 立川 徳江

### 《アドバイザー》

職名	氏名
高知県相談支援アドバイザー	スミトモ ヨシミ 住友 芳美

### 《事務局》

担当部署	職名	担当者氏名
香美市福祉事務所	社会福祉班班長	オカサキ コウジ 岡崎 宏司
	社会福祉係長	コンドウ タケシ 近藤 健史
	社会福祉係主幹	モリヤマ カズマ 森山 和馬
	社会福祉係主幹	サイトウ マサカズ 斎藤 政和

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月22日告示第64号）

この告示は、令和元年9月1日から施行する。